中央労働金庫

保証制度改定に伴うカードローン〈マイプラン〉金利の引上げ および マイプランパック (個人金利引下げ制度) の改定について

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は<中央ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、2025 年 10 月の保証制度改定に伴い、カードローン〈マイプラン〉金利の引上げを予定しております。

上記をふまえ、引き続き低金利でご利用いただけるよう、当金庫とのお取引状況に応じてご利用 時の金利を引下げるマイプランパック(個人金利引下げ制度)を下記のとおり改定いたします。

今後も、お客様にご満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. カードローン〈マイプラン〉金利の引上げ時期および引上げ幅

保証制度の改定に伴い、2025 年 11 月 1 日 (土) よりカードローン $\langle マイプラン \rangle$ 金利が年 1.0% 引上げとなります。

※ カードローン〈マイプラン〉は変動金利型商品であるため、上記とは別に金利の見直しが年4回(改定日: 2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)ございます。なお、カードローン〈マイプラン〉の金利改定ルールは、別紙をご確認ください。

2. マイプランパック (個人金利引下げ制度) の改定

(1) 改定内容

新規契約・既契約口座に関わらず個人最大引下げ幅を「年 4.20 %」に拡大いたします。 なお、マイプランパックにおける個人引下げ項目および引下げ幅に変更はありません。

マイプランパック 個人引下げ項目	改定前 引下げ幅	改定後 引下げ幅	改定幅
給与振込指定	1.50%	1.50%	_
一般財形・エース預金の契約	0.30%	0.30%	_
財形年金・財形住宅・年金受取エース預金の契約	0.60%	0.60%	_
年金受取指定	1.50%	1.50%	_
有担保ローン・金庫扱い住宅金融支援機構融資の契約	0.60%	0.60%	_
インターネットバンキング(IB)の契約	0.60%	0.60%	_
公共料金自動支払い (2種目以上) の契約	0.30%	0.30%	_
ろうきんUCカードの契約	0.30%	0.30%	_
Web通帳(無通帳預金)の契約	0.60%	0.60%	_
若年者(30 歳未満)	0.60%	0.60%	_
個人最大引下げ幅	年 3.20%	年 4.20%	+1.0pt

※ マイプランパックの詳細は、別紙をご確認ください。

(2) 適用開始時期

2025年11月(既契約口座のマイプランパック見直し基準日:2025年8月末)

※ 2025 年 9 月・10 月に新規契約いただいた方に対して改定後の個人最大引下げ幅(年 4.20%)が適用 されるのは、2026 年 5 月(見直し基準日: 2026 年 2 月末)以降となります。

(3) 改定後のマイプランパック適用時期

ご契約時期により、改定後のマイプランパックが適用される時期は異なります。

	改定後のマイプランパック見直し基準日	適用時期
ア. 新規契約口座 (2025 年 8 月末まで) または既契約口座	2025年8月末	2025年11月~
イ. 新規契約口座 (2025 年 9 月・10 月)	2026年2月末	2026年5月~
ウ. 新規契約口座 (2025 年 11 月以降)	-	口座開設時点

ア. 2025 年 8 月末までに新規でご契約または既にご契約いただいている場合 2025 年 8 月末時点の取引状況を基準に改定後の個人最大引下げ幅(年 4.20%)で引下げ金利の見直しが行われ、2025 年 11 月から適用されます。

※ 約定日・残高の有無により適用日は異なります。

				2025 年	Ē			2026年											
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
マイプランパックの 判定・適用時期			判定			適用			判定			適用			判定			適 用	
ア. 新規契約口座 (2025年8月末まで) または既契約口座	改定	至前の個 (最大	国人最ナ (年 3. 2		f幅							:引下げ (取引状)							

イ. 2025年9月または10月に新規でご契約いただく場合

改定前の個人最大引下げ幅(年3.20%)で引下げ金利を判定し、ご契約となります。 その後、2026年2月末の取引状況を基準に改定後の個人最大引下げ幅(年4.20%)で引下げ金利の見直しが行われ、2026年5月から適用されます。

※ 約定日・残高の有無により適用日は異なります。

				2025 年				2026年											
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
マイプランパックの 判定・適用時期			判定			適用			判定			適用			判定			適用	
刊化•週用时期						л			Æ			Л			Æ	ļ		л	
イ. 新規契約口座 (2025年9月・10月)				改	定前の	個人最	大引下	· げ幅 (ブ幅(最大年 3. 20%) 改定後の個人最大引下 ※2026 年 2 月末の取引										

ウ. 2025年11月以降に新規でご契約いただく場合

改定後の個人最大引下げ幅(年4.20%)で引下げ金利を判定し、ご契約となります。

				2025 年	Ē			2026 年											
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マイプランパックの 判定・適用時期			判定			適 用			判定			適 用			判定			適 用	
ウ. 新規契約口座 (2025年11月以降)						改定後の個人最大引下げ幅(最大年4.20%)で判定し新規契約													

3. その他

本件についてご不明な点等がございましたら、お取引営業店までお問い合わせください。

以上

【添付資料】

・別紙 マイプランの金利改定ルールとマイプランパック (個人金利引下げ制度) について

マイプランの金利改定ルールとマイプランパック(個人金利引下げ制度)について

1. マイプランの金利改定ルール

貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年4回(改定日:2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)、 当金庫が定める「マイプラン基準金利」の変動幅に連動して見直しを行う変動金利型となります。 また、改定後の金利の適用は以下のとおりとなります。

- (1) 改定日に貸越残高がある場合は、改定月の定例返済日より適用となります。
 - ※ 改定月前月の定例返済日以降、改定日前日までの間に初めてご利用した場合(全額返済後の 再利用を含む)、実際に定例返済する日(次々回の定例返済日)より適用となります。なお、 改定日から実際に定例返済する日までの間に全額返済した状態で再利用した場合、再利用し た日より適用となります。
- (2) 改定日に貸越残高がない場合は、改定日直後のご利用日より適用となります。

2. マイプランパック (個人金利引下げ制度)

(1)制度概要

以下のお取引内容に応じて、金庫所定の金利から最大年 4.20%金利を引下げいたします。 ※ 改定後(2025年11月1日以降)の個人最大引下げ幅を掲載しております。

マイプランパック 個人引下げ項目	引下げ幅
給与振込指定	1. 50%
一般財形・エース預金の契約	0.30%
財形年金・財形住宅・年金受取エース預金の契約	0.60%
年金受取指定	1. 50%
有担保ローン・金庫扱い住宅金融支援機構融資の契約	0.60%
インターネットバンキング(IB)の契約	0.60%
公共料金自動支払い (2 種目以上) の契約	0.30%
ろうきんUCカードの契約	0.30%
Web通帳(無通帳預金)の契約	0.60%
若年者(30 歳未満)	0.60%
個人最大引下げ幅	年 4. 20%

※ 当金庫のシステムにて判定可能なご契約に限ります。(「給与振込指定」はお勤め先の振込形式によっては判定されない場合がございます。「公共料金自動支払い」は代行会社経由やクレジット等でお支払いされる場合、「年金振込指定」は生命保険会社等を経由して受取られる場合は判定されない場合がございます。)

(2) マイプランパックの見直しルール

マイプランパックが適用となる口座については、引下げ項目の見直しを年2回行い、見直し基準日現在の各取引状況に応じた引下げ金利を反映します。

なお、見直し基準日は毎年2月末・8月末とし、見直し後の金利の適用開始日は5月・11月(残高の有無により適用日は異なります)となります。

※ ご返済が滞った場合は、金利引下げや新規のお借入れが受けられない場合がございます。

	1 2 10.00	л П 10 /	고도시 11 1	1 1 1/	1917969	/ MO H /	CA 073 - 3		0.2.4 %			^ / o
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
マイプランパックの判定・適用時期			判 定	月末の取引: 金利引下に 11 月に		適用			判 定	月末の取引: 金利引下に 5月に		適用